



五管区水路通報第21号

411項-427項

平成25年5月31日

※本通報に使用している経度、緯度は**世界測地系(WGS-84)**に基づいています。

第 411項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射爆撃訓練
第 412項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 413項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 414項	紀伊水道南方		射撃訓練
第 415項	本州南岸	潮岬南方	海底地震計設置作業
第 416項	友ヶ島水道		沈船存在
第 417項	大阪湾		救難訓練
第 418項	阪神港	大阪区、第6区	灯標移設等
第 419項	阪神港	神戸区、第2区	磁気探査作業
第 420項	阪神港	神戸区、第4区	小型船舶実技講習
第 421項	阪神港	神戸区、第5区	展示放水訓練
第 422項	阪神港	神戸区付近	ヨットレース
第 423項	東播磨港		掘下げ作業
第 424項	淡路島	福良港	潜水作業等
第 425項	鳴門海峡	撫養港北方	掘下げ作業
第 426項	四国南岸	宿毛湾港付近	小型船舶実技講習
第 427項	本州南岸	潮岬付近	船舶通航信号所一時業務休止
お知らせ	A I Sバーチャル航路標識の実用化実験について		
お知らせ	流速計流失のお知らせ		

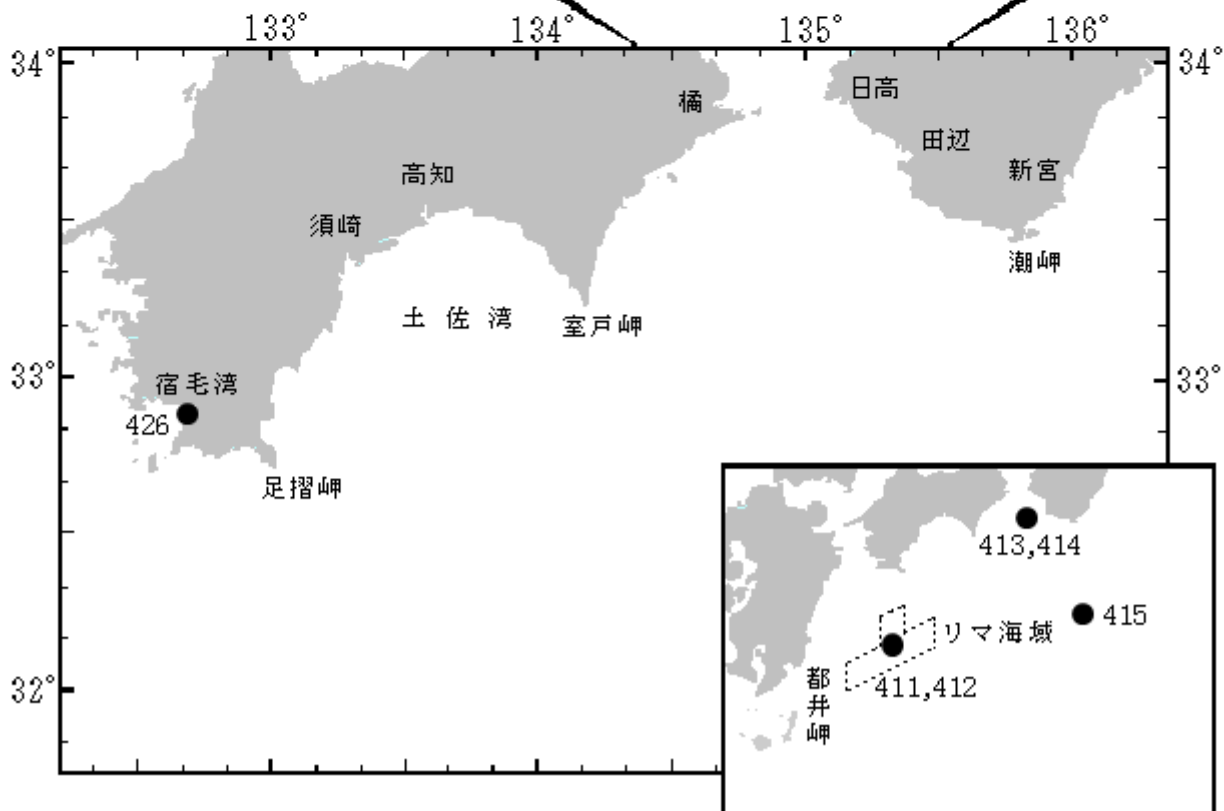
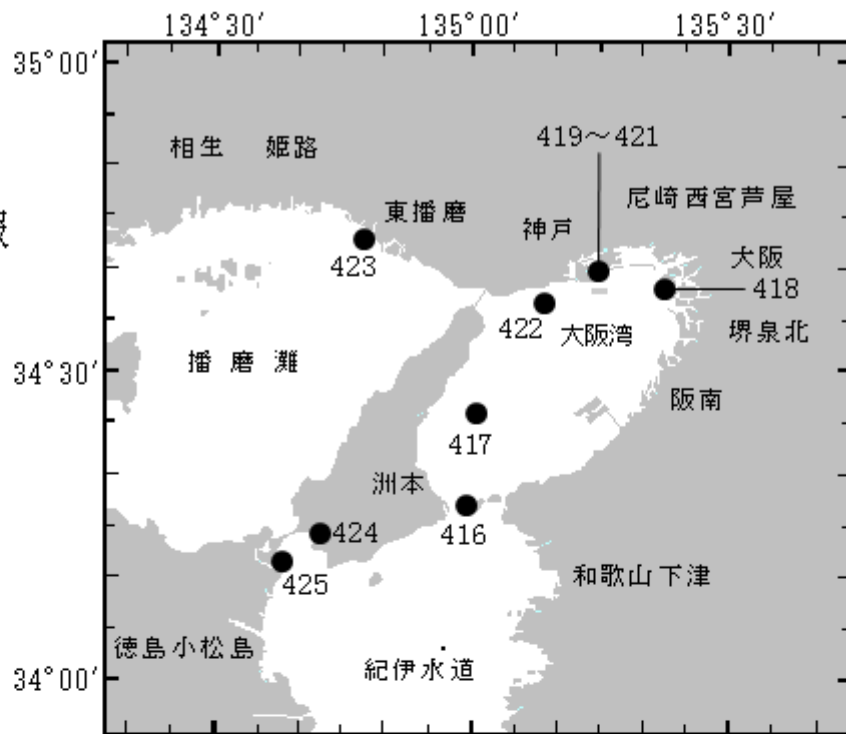
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第20号(平成25年5月24日発行)掲載分)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
室戸岬北西方	灯台について	W108(JP共)-W157(JP共)-W1072- W210(FW共)	386	25年7号139項

五管区水路通報

第21号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516)
FAX: 078-332-6307 (自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★25年411項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域及び付近)

射爆撃訓練

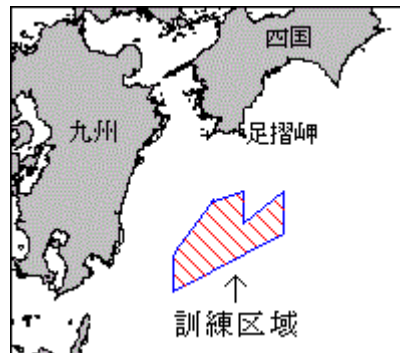
自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水爆撃訓練が実施される。

期 間 平成25年6月3日～28日(土曜及び日曜を除く) 0800～1700

区 域 下記10地点により囲まれる区域

- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-30-43N 132-09-21E
- (8) 32-00-13N 132-34-51E
- (9) 32-03-13N 132-37-51E
- (10) 32-01-43N 132-37-51E

海 図 W157
出 所 防衛省



★25年412項 四国南岸 ー 足摺岬南方(リマ海域)

射撃訓練

自衛艦による対空射撃及び水上射撃訓練が実施される。

期 間 平成25年6月18日、19日(予備日20日) 0600～1800

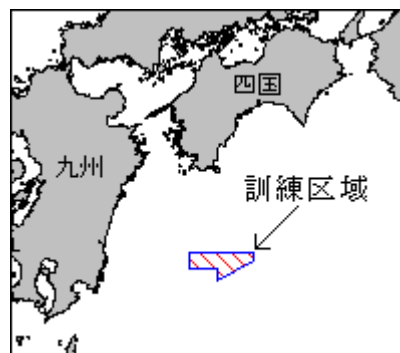
区 域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

備 考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される

海 図 W157

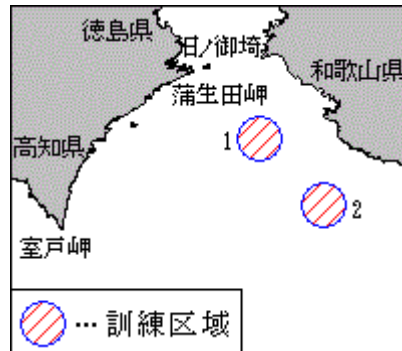
出 所 防衛省海上幕僚監部



★25年413項 紀伊水道南方 射撃訓練

日ノ御埼南方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

1. 期間 平成25年6月14日 0900～1700
区域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内海域
 2. 期間 平成25年6月18日 0900～1700 (予備日)
区域 33-20.0N 135-20.0Eを中心とする半径5海里の円内海域
- 備考 巡視船は「NE4」及び「UY」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯
海図 W77(JP共)
出所 五本部警備救難部



★25年414項 紀伊水道南方 射撃訓練

日ノ御埼南方において、巡視船及び航空機による射撃訓練が実施される。

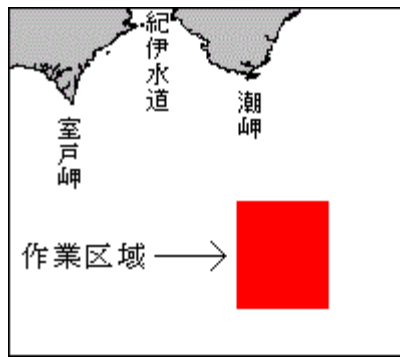
- 期間 平成25年6月15日～18日 0800～2200
区域 33-34.8N 135-03.0Eを中心とする半径5海里の円内海域
備考 巡視船は「NE4」及び「UY」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯
照明弾の発射があわせて実施される
海図 W77(JP共)
出所 五本部警備救難部



★25年415項 本州南岸 潮岬南方 海底地震計設置作業

観測船「凌風丸」(1,380トン)による海底地震計設置作業が実施される。

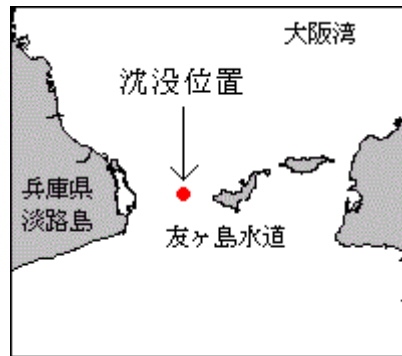
- 期間 平成25年6月3日～14日
区域 下記4地点により囲まれる区域
- (1) 32-30N 136-30E
 - (2) 31-40N 136-30E
 - (3) 31-40N 135-40E
 - (4) 32-30N 135-40E
- 海図 W157-W48
出所 気象庁



★25年416項 友ヶ島水道 沈船存在

友ヶ島水道において、沈船（長さ19m、19トン）が存在する。

位置 34-17N 134-59E 付近
 海図 W150A（分図「友ヶ島水道」、JP共）-W1143
 出所 五本部海洋情報部



★25年417項 大阪湾 救難訓練

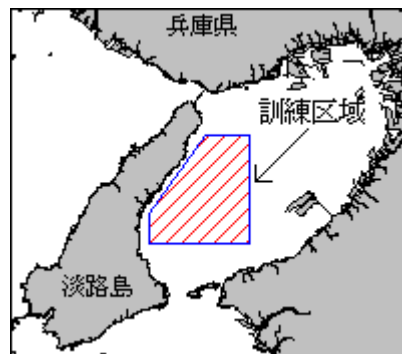
大阪湾において、巡視船及び航空機による救難訓練が実施される。

期間 平成25年6月5日0900～1300、6日1700～2100、10日0900～1300、13日0900～1700

区域 下記5地点により囲まれる区域
 (1) 34-33.0N 135-02.0E
 (2) 34-33.0N 135-07.5E
 (3) 34-22.0N 135-07.5E
 (4) 34-22.0N 134-55.0E
 (5) 34-25.0N 134-55.0E

備考 巡視船は「UY」旗を掲揚
 荒天等により訓練が中止される場合がある

海図 W150A (JP共)
 出所 関西空港海上保安航空基地



★25年418項 阪神港 — 大阪区、第6区 灯標移設等

大阪新島埋立区域B灯標(灯台表第1巻3585.52)が灯高を変更のうえ移設された。

位置 新) 34-38-02.4N 135-21-14.9E
旧) 34-38-02.2N 135-21-14.6E
灯高 新) 7.6m
旧) 8.6m
海図 W123(JP共)
出所 大阪海上保安監部



★25年419項 阪神港 — 神戸区、第2区 磁気探査作業

第6防波堤南側において、作業船による磁気探査作業が実施される。

期間 平成25年6月11日～20日(予備日21日～7月9日) 日出～日没
区域 34-40.0N 135-14.7E 付近
備考 磁気探査作業は探査台船を曳航(曳航長50m)して実施される
作業船は「KJ1」旗を掲揚
海図 W101A(JP共)
出所 阪神港長



★25年420項 阪神港 — 神戸区、第4区 小型船舶実技講習

和田岬西方において、小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成25年6月1日、2日、8日、9日、15日、16日、22日、23日、29日、30日
(予備日6月27日、28日) 0900～日没
区域 下記2地点付近
(1) 34-39-05N 135-10-12E
(2) 34-38-54N 135-10-49E
備考 上記(1)地点にコースを示す橙色球形浮標が3基設置される
海図 W101A(JP共)～W101B(JP共)
出所 阪神港長



★25年421項 阪神港 — 神戸区、第5区 展示放水訓練

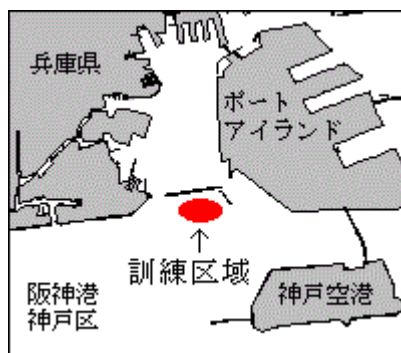
第1防波堤付近において、巡視船による展示放水訓練が実施される。

期 間 平成25年5月31日 1400～1540のうち約5分間

区 域 34-39.1N 135-11.9E 付近

海 図 W101A(JP共)～W101B(JP共)

出 所 阪神港長



★25年422項 阪神港 — 神戸区付近 ヨットレース

須磨沖において、クルーザーヨット（13隻）によるヨットレースが実施される。

期 間 平成25年6月16日 1000～日没

区 域 34-36-55N 135-08-36Eを中心とする半径1300mの円内海域

備 考 上記区域内にコースを示す橙色円筒形浮標が2基設置される

レース中は警戒船が配備される

海 図 W101B(JP共)～W131(JP共)

出 所 神戸海上保安部



★25年423項 東播磨港 掘下げ作業

加古川河口付近において、潜水士・グラブ浚渫船・土運船等による掘下げ作業が実施される。

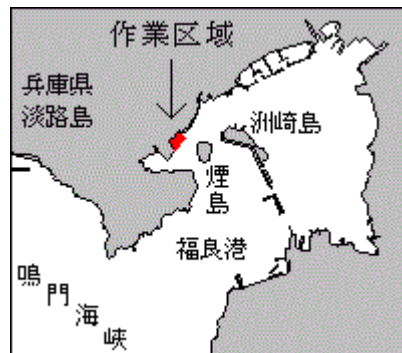
期間 平成25年6月10日～9月6日（予備日9月7日～28日）日出～日没
区域 34-43.9N 134-48.3E 付近
備考 区域内に汚濁防止枠が設置される
区域内にバイオログフィルターが設置され、黄色灯付浮標で明示される
夜間、区域内に作業船が停泊する場合は、黄色標識灯により明示される
作業中は警戒船が配備される
海図 W107（JP共）
出所 東播磨港長



★25年424項 淡路島 福良港 潜水作業等

煙島西方において、潜水士・バックホウ船による護岸防食調査が実施される。

期間 平成25年6月3日～11日（予備日を含む）日出～日没
区域 34-14-56N 134-42-22E 付近
備考 区域内に汚濁防止膜が設置され、黄色灯付浮標4基で明示される
作業中は警戒船が配備される
海図 W112（JP共）
出所 神戸海上保安部



★25年425項 鳴門海峡 撫養港北方 掘下げ作業

亀浦漁港において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 平成25年6月6日～21日（予備日を含む）日出～日没
区域 34-12-57N 134-37-55E 付近
海図 W112（JP共）
出所 五本部海洋情報部



★25年426項 四国南岸 — 宿毛湾港付近 小型船舶実技講習

大島南方において、小型船舶実技講習が実施される。

期 間 平成25年6月3日～10日（予備日11日、12日）0800～1800

区 域 32-54.5N 132-41.9E 付近

備 考 上記区域内にコースを示す浮標が3基設置される

海 図 W1237（分図「宿毛湾港」共）

出 所 宿毛海上保安署



★25年427項 本州南岸 — 潮岬付近 船舶通航信号所一時業務休止

江崎船舶通航信号所（呼出名称：おおさかマーチス、灯台表第1巻8109.7）が運用する、AIS潮岬送受信所（33-26-13N 135-45-16E）を使用して行う情報提供業務が一時休止される。

期 間 平成25年6月4日 1000～1700

出 所 五本部交通部

AISバーチャル航路標識の実用化実験について（第五管区海上保安本部）

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル（仮想）航路標識の実用化実験を実施しています。

AISバーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく経路の指定となる基点の位置に表示されます。

1 表示期間

明石海峡：平成24年4月17日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

＊平成25年4月1日以降継続

由良瀬戸：平成25年3月19日1200から平成26年3月31日1200まで（日本時）

2 表示位置



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
 Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-54.9
 （明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m）



◇：AISバーチャル航路標識表示位置
 Dn（D線北端）：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0
 （友ヶ島灯台から315度、2,660m）
 Ds（D線南端）：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0
 （Dnから180度、3,380m）

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。

- ① 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること
- ② 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること

由良瀬戸（友ヶ島水道）付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

- ① A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
- ② C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
 ・D線の西側の海域を航行すること
 ・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
- ③ B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
 ・D線の東側の海域を航行すること
 ・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

3 インターネットによる情報（実験の詳細は、下記のホームページに掲載しています。）

- 沿岸域情報提供システム <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>
- 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

4 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課 078-331-2710（直通）
 （平日09：00～17：00）

流速計流失のお知らせ

第五管区海上保安本部では、撫養港(鳴門海峡南方)沖において下記のとおり流速計を設置しておりましたが、5月30日(木)に流速計(黄色)及びライトブイ(黄色)が流失しました。海上を漂流している可能性がありますので、付近を航行する船舶は十分注意して下さい。

また、漂流中の当該物の発見、あるいは漂着等の関連情報を入手された場合は、第五管区海上保安本部海洋情報部までご一報いただきますよう、よろしくお願いいたします。

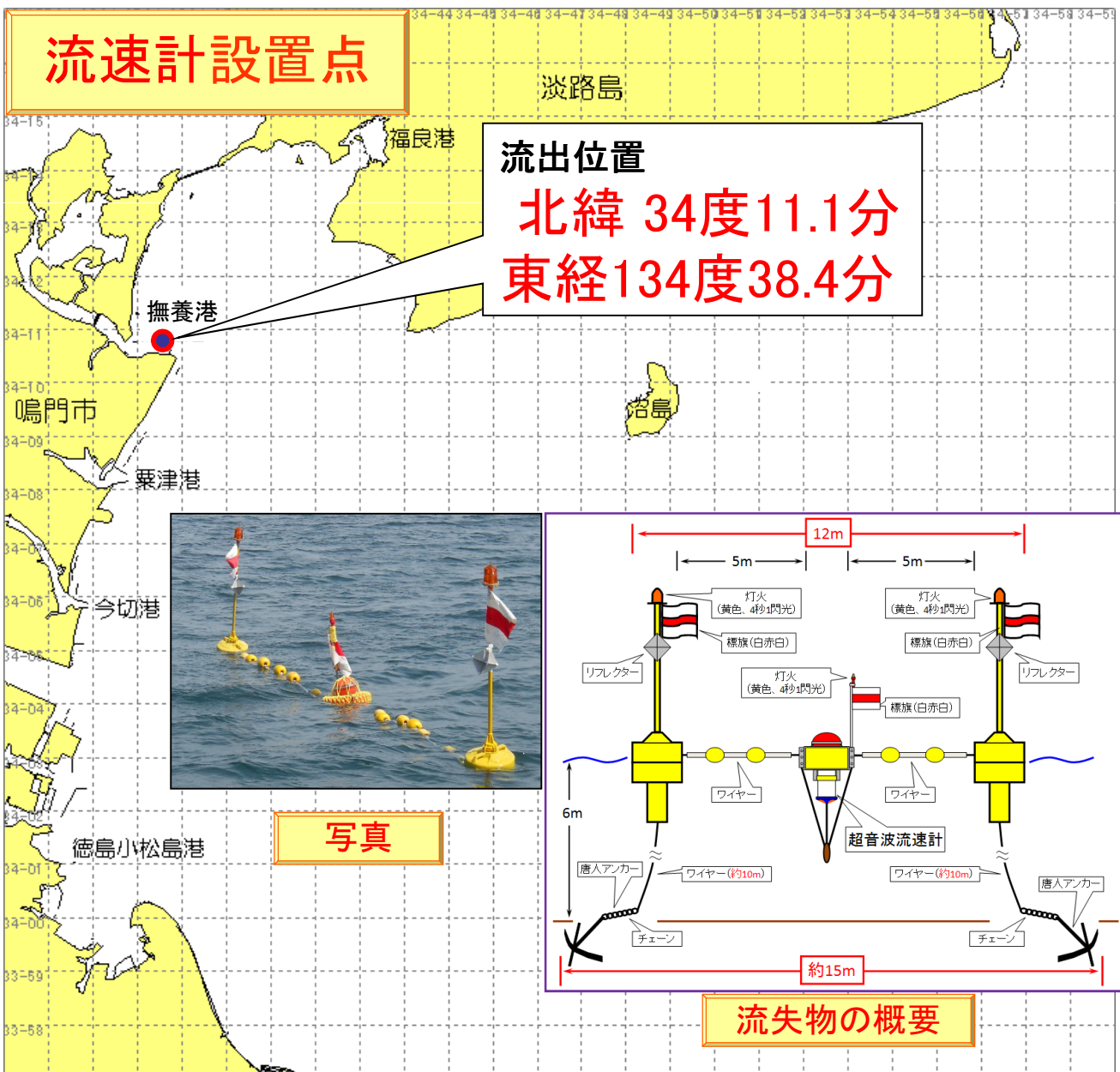
連絡先

第五管区海上保安本部 海洋情報部

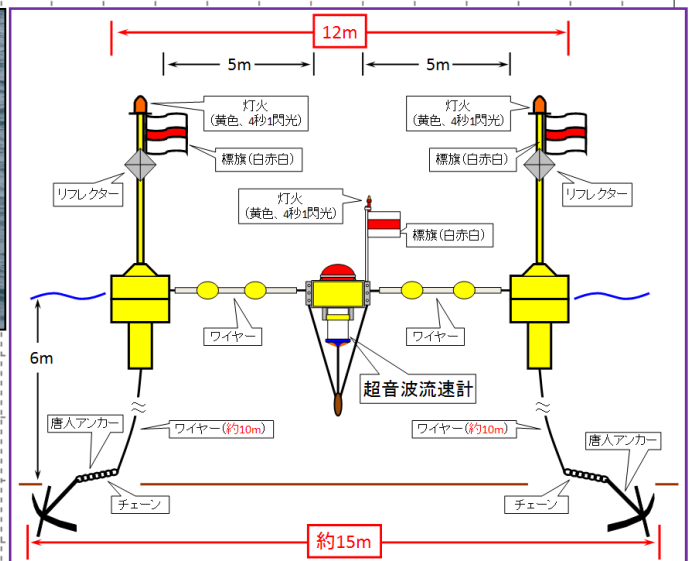
平日・昼間 TEL 078-391-6551(内線2535)

夜間・休日 TEL 078-391-6551

流速計設置点



写真



流失物の概要